

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成30年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成30年3月12日（月） 開会：午前 9時58分 閉会：午後 0時24分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第35号 筑西市建設計画の変更について
議案第36号 平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）のうち所管の補正予算
議案第40号 平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第42号 筑西市工場立地法地域準則条例の一部改正について
議案第43号 筑西市行政組織条例の一部改正について
議案第44号 筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第46号 筑西市特別会計条例の一部改正について
議案第47号 筑西市合併振興基金条例の制定について
議案第48号 筑西市地域医療推進事業基金条例の制定について
議案第49号 筑西市駅前駐車場事業基金条例の廃止について
議案第50号 筑西市固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について
議案第51号 筑西市印鑑条例の一部改正について
議案第59号 地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の一部改正について
議案第72号 資産の取得について
議案第73号 資産の取得について
議案第74号 資産の取得について
議案第75号 資産の取得について
議案第76号 資産の取得について
議案第77号 資産の取得について

4 出席委員

委員長	石島 勝男君	副委員長	稲川 新二君			
委員	小倉ひと美君	委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	
委員	箱守 茂樹君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 田崎 和彦君

委員長 石島 勝 男

○委員長（石島勝男君） 定刻前ですが、全員そろっておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

総務企画委員会終了後、退職部長さんの送別会も予定されておりますので、質疑に関しましては簡潔に質疑していただき、円滑に進みますように委員の皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。一応円滑ということで。あと送別会も予定入っておりますので、その日は少し円滑にいくように、委員の皆さん、よろしくお願ひします。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で執行部に入室していただき、市建設計画議案1案、補正予算議案2案、条例議案10案、資産取得議案6案について、所管部ごとに審査してまいりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 異議なしということで、それでは各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、市長公室です。

議案第42号「筑西市工場立地法地域準則条例の一部改正について」審査をいたします。

企業誘致推進局から説明を願ひます。

里村企業誘致推進局長、説明をお願ひいたします。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 企業誘致推進局の里村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まことに申しわけございませんが、着座にて説明のほうさせていただきます。

それでは、議案第42号「筑西市工場立地法地域準則条例の一部改正について」につきましてご説明申し上げます。このたびの条例改正につきましては、根拠法令となります工場立地法の一部改正に伴いまして、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準を定める根拠規定が第4条の2第2項から第1項に繰り上げられたことによりまして、改正を行うものでございます。

また、今回改正を行う筑西市工場立地法地域準則条例と筑西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例につきましては、緑地面積率等について重複する条項を規定しておりますことから、当該条例の一本化を図り、市条例運用の適正化を図るものでございます。

それでは、まず第1条についてでございますが、工場立地法の改正に伴いまして、引用する条項を第4条の2第2項から第4条の2第1項に改めるものでございます。国が定める緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合につきまして、工場立地法第4条の2第1項で町村においては都道府県で、第2項で市においては当該市において準則を定めることにより、緑地面積率等の緩和規定を定めることができるとされていたものが、このたびの改正によりまして町村が準則の制定権限を持つことになったため、第1項

と第2項をまとめて、市町村は準則を定めることにより緑地面積率等の緩和規定を定めることができると改正したものでございます。この改正によりまして、本条例の根拠規定であります第4条の2第2項が第1項に繰り上がったものでございます。

続きまして、第3条の表中につきましては、本条例における適用区域をより明確化するための改正でございます。第3種地域に定める区域を都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域から、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域以外の区域に改めるものでございます。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域でございますが、住居地域、商業地域、工業地域などの用途地域が定められていない地域のことでございまして、本市においては市街化調整区域がこれに該当いたします。今回適用区域を都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域以外の区域に改めることで、対象となる区域をより明確化するものでございます。

次に、附則第2項で規定されていた筑西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正を削ることに伴いまして、第3項を第2項に、第4項を第3項にそれぞれ繰り上げるものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は平成30年4月1日から施行するとともに、本条例と重複する条項を規定する筑西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止し、本条例の明確化を図るとともに、市条例運用の適正化を図るものでございます。筑西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則に定める条例でございますが、こちらは市内7つの工業団地における緑地面積率等の緩和規定を定めたものになっておりまして、筑西市工場立地法地域準則条例においても同じ用途地域の緑地面積率等の緩和規定を定めておりますことから、本条例と重複する条例を規定する筑西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項に基づく準則を定める条例につきましては、廃止するものでございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 条例の一部改正の話はそれでいいのですが、ただ条例の改正の部分的な説明だと、全体的な今の現状とか、今どういう状況になっていきますとか、これをやると誘致しやすくなるとか、そういうもっと膨らんだ話をしてもらわないと、我々は条文の話をしてよくわからないのです。よろしく願いします。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、答弁願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） まずは、筑西市工場立地法地域準則条例というものがどういうものかというのをちょっとご説明させていただきたいと思っております。

工場立地法の第2条のほうに、第1項に基づき国の定める工場立地に関する準則にかえて緑地面積率等適用すべき準則を定めるものでございまして、実際には国が定める準則では緑地面積率については100分の20以上、環境施設面積については100分の25以上となっているところ、今回筑西市工場立地法の地域準

則条例を定めることによりまして、それよりも低い割合で定めることができるものとなっております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そういう細かいことよりも、こういうことをやれば、例えば企業の誘致がしやすくなるとか、今の誘致状況はこうだとかと言ってもらったほうが理解しやすいのです。100分の1だの、こうだのと丁寧な説明も必要ですが、私たちには余りそういう分析力がないものですから、今の現況と、これからこう変わるとかということで、具体例を出してもらえれば理解できるというか、見えるのです。これが成立すればこうになっていくとか、そういうことで私は今質問したのです。お願いします。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、お願いします。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 済みませんでした。緑地面積率等の緩和規定を設けることによる効果について、そうしましたらご説明申し上げたいと思います。

1つ目といたしましては、工場敷地の効率的な活用が可能となってまいりまして、工場用地としての付加価値が高まるということが挙げられます。2つ目といたしましては、増設等によりまして新規雇用者の増加も期待できるところでございます。3つ目といたしましては、緑地等に対する整備費が軽減されるということで、企業の立地促進、また既存企業の移転防止など持続的成長発展につながるものと考えているところでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、ある程度線引きするに当たっては、それなりの具体的な地域があるわけですか。例えば筑西市田宿はもちろんそうなっていますけれども、そういう新たな拡大というか、見込まれている企業なんかもこれから出てくるのですか。そういう面も含めて。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、答弁願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 今現在対象となっている区域でございますけれども、3つ区分けがしてございます。

まず、1つ目といたしましては、第1種地域ということで市内の準工業地域に指定されている区域で、2つ目としましては工業地域、それと工業専用地域、また3つ目といたしましては市街化区域以外の区域、この3つがその区域に指定されているところでございます。現実今のところ、指定されている区域についての現状ですけれども、工業団地が、市内の工業団地が主に指定されている区域となっております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これからはどういうふうな展開になるのですか。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、お願いします。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） では、お答えいたします。

今後についてでございますが、新たな工業地域であったり、工業専用地域であったりというのは、今すぐにはくくりのほうができないものと考えております。ですので、今後については市街化調整区域なりに地域計画等を活用しまして、工場等の立地を進めていかなければならないというように考えているところでございます。今現時点で委員さんにお示しできる具体的な区域等は今のところちょっとないので、申しわけございません。

○委員長（石島勝男君） 箱守委員さん、お願いします。

○委員（箱守茂樹君） これは平たく言うと、緑地面積が100分の20というようなことでありましたけれども、今まで国で決められていたものを、今度は市の条例でこういった緑地面積、そういったものを変えられると、もっとできると、簡単に言えばそういうようなことなのですね。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、答弁願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 委員さんお見込みのとおりでございます。そのとおりでございます。

（「かなり市の裁量がふえて、誘致しやすくすることもできるといようなことになってくるわけですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） そのほか。

稲川副委員長、お願いします。

○委員（稲川新二君） 規制の緩和で企業の立地条件が緩和されているということですが、今現在の緑地という意義、緑地というものは何をもって緑地とされているのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、答弁願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） お答えいたします。

まず、緑地面積率等ということで2種類に分かれてございまして、1つが緑地の面積、もう一つが環境施設的面積、この2つの区分に分かれております。1つ目の緑地面積についてでございますが、定義といたしましては樹木が育成する区画された土地、または建築物屋上等緑化施設であって、工場または事業所の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものということになってございまして、平たく言えば木、低木であったり、あとは芝であったり、その他の植物で表面が覆われている土地、そういったものが緑地として定義されているものでございます。

もう一つの環境施設についてでございますけれども、噴水、水流、池、その他の施設、また屋外運動場、広場、そのほか太陽光発電施設、そういったものも環境施設として定義されたものとなっております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） はい。

○委員（稲川新二君） 緑地という概念も、大分以前からは緩和されたのかなという感覚ですが、以前は本当に何平米に1本の木とか、そういったものまで規定されていたような考えもあります。大分その辺も緩和されてきているのですね。

○委員長（石島勝男君） 里村局長、答弁願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

赤城委員さん、お願いします。

○委員（赤城正徳君） 筑西市であるところを100町歩開発したい。その中には農業振興地域があるのだ。その農業振興地域の100町歩なら何%とか何町歩なのか。50町歩なら比率がまた違うのか。10町歩なら比

率が違うのか。振興地域の比率はどのくらいなのか。

○委員長（石島勝男君） 里村企業誘致推進局長、答弁願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） その地区の用途地域によって定められているような形になりますけれども、仮にその地域が市街化調整区域ということになりました場合には、面積の大小にかかわらずということになるのですが、緑地面積率については100分の5、5%以上で、環境施設面積率については100分の10ということで1割以上というように定められております。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 違う。俺が尋ねているのは、農業振興地域なら除外して審議にかかって県のほうでそれでオーケーと言えばいいのでしょうか、仮に100町歩をこの一団地として工業団地に開発したいのだと。その中には、農業振興地域、100町歩の中に農業振興地域があった場合は、何%まではいいのかな。100町歩の1割なら10%は振興地域に入っているでもいいよ。ただし、除外で認められればいいのでしょうか。わからないか、俺が言っているのは。

○委員長（石島勝男君） 里村局長、赤城委員さんに対しての答弁を願います。

○企業誘致推進局長（里村 孝君） 農振地域についてでございますが、工業団地等の整備を進める上では、まず最初に除外をしなくてはならない区域ということになっていまして、基本的に面積、その農振地域の面積が何平米だったらいいか、何平米だったらだめとか、そういったことはございません。

○委員長（石島勝男君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

議案第42号「筑西市工場立地法地域準則条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市長公室所管の審査を終わります。

執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、総務部所管の審査に入ります。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、本委員会の所管について審査をいたします。

なお、議案第36号については、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決をいたします。

それでは、議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、総務部所管の補正予算について説明を願います。

関城支所から説明を願います。

大木関城支所長、お願いします。

○関城支所長（大木修一君） 関城支所の大木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、関城支所所管の補正予算についてご説明申し上げます。8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名、関城支所施設営繕事業として6,865万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。主なものといたしまして、1点目はエレベーター改修工事がございます。12月22日に1,242万円で契約をいたしました。エレベーター製品の完成が3月31日では間に合わないため、工期を平成30年8月31日まで延長するものでございます。

2点目は、空調機器設備更新工事でございます。予算額としまして4,252万円を繰り越すものでございます。当初は、空調機器設備更新については不用額として残すものとご説明させていただいておりましたが、2台ある空調機が1台故障中のため、現在稼働している空調機がフル稼働している状況にあります。そのため過度の負荷がかかっていることから、温度も安定せず、暖房が十分機能していない状況です。4月1日から、保健センターも2階フロアを使用します関係で多くの市民が集まってまいります。こういった市民の方がご不快、ご不便を来さないために、空調機器の更新を行うものとしたものです。1月16日に契約いたしました空調機器設備更新工事設計委託が3月20日納期でございますので、この設計書をもとに更新工事の入札を行うため、予算全額を繰り越すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で総務部所管の補正予算の審査を終わります。

次に、議案第43号「筑西市行政組織条例の一部改正について」審査いたします。

総務部から説明を願います。

中島総務課長、お願いいたします。

○総務課長（中島国人君） おはようございます。総務課の中島です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第43号「筑西市行政組織条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の条例の改正につきましては、平成27年9月に大幅改正された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成29年5月に施行されたことに伴い、異なる行政機関との間で専用ネットワークシステムを用いて個人の情報のやりとりを行う情報連携等が、平成29年11月から本格稼働したことを受け、本市における特定個人情報事務の適正な運用等を確保すべく、その事務を所管する部を定めるため改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。条例第3条第2号、総務部の分掌事務に、才として情報公開及び個人情報保護に関することを加え、以下を順次繰り下げるものでございます。

次に、条例第3条第3号、企画部の分掌事務に、力として特定個人情報に関することを加えるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今マイナンバーの状況はどういうふうになっている、発行状況とか、そういった普及率とか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

マイナンバーの件数状況でございますが、申しわけありません。私どものセクションのほうでは。市民ということ。

○委員長（石島勝男君） では、よろしく願います。

○市民環境部長（鈴木建國君） では、市民環境部のほうから、マイナンバーカードの発行状況についてご説明申し上げます。

1月31日時点の数字ではございますが、申請件数が約1万2,000件で、一方交付件数が約8,800件ということで、人口に占める交付割合は8.2%となっております。

以上となります。

（「幾日現在」と呼ぶ者あり）

○市民環境部長（鈴木建國君） （続）1月31日現在です。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第43号の採決をいたします。

議案第43号「筑西市行政組織条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第44号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」審査をいたします。

引き続き、中島総務課長、説明をお願いします。

○総務課長（中島国人君） 引き続き、議案第44号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、人事院規則の一部改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

第2条第3号及び第2条の3第2号でございますが、所要の改正に伴い、文言を追加するものでございます。

次に、第2条の4でございますが、こちらにつきましては非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には例外的に2歳に達するまで休業できる旨を追加するものでございます。

第3条第6号、第4条、第10条第7号でございますが、こちらにつきましては例外的に2歳まで休業できる特別な事情の要件として、別居したことの次に、待機児童について項目を加えるものでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員さん、お願いします。

○委員（仁平正巳君） 平成29年度は、育児休業をとった職員は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 仁平委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

申しわけありません。今ちょっと資料がございませんので、件数等が把握しておりません。大変申しわけありませんでした。後日、この後すぐに件数を申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） できれば男女別にしてもらいたい。

（「かしこまりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） そういうことでよろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第44号の採決をいたします。

議案第44号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部所管の審査を終わります。

執行部の入れかえをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

初めに、議案第35号「筑西市建設計画の変更について」審査をいたします。

企画課から説明を願います。

関口企画課長、よろしく願いいたします。

○企画課長（関口貴一君） 企画課の関口と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第35号「筑西市建設計画の変更について」ご説明申し上げます。筑西市建設計画の変更につきましては、2月14日開催の全員協議会において概要を説明させていただいたところですが、現行の筑西市建設計画におきましては、一定の事業に要する経費の財源とすることができる合併特例債の活用額を、本来の筑西市の起債可能額の約半分程度に自主的に制約してございます。しかしながら、既に完了した事業、また現在継続実施中の事業の合併特例債の起債発行見込み額が、現行計画で設定してございます

発行予定額を超える見込みとなってまいりました。今後第2次筑西市総合計画に位置づけた重点プロジェクトの推進を初めまして、人口減少対策やコミュニティー対策などの充実を図るためにも、通常の地方債よりも財政的に有利な合併特例債を発行可能額まで有効に活用できるよう変更を行うものでございます。

それでは、議案書のほうの1ページの筑西市建設計画（第3回変更）新旧対照表に基づき変更内容をご説明させていただきますので、ご用意のほうをお願いいたします。変更箇所でございますけれども、左側の欄が現行計画でございます、このうち骨格的プロジェクトと整備事業費及び文中の下線の箇所及びその概算事業費の文言につきまして、それぞれ削除をお願いするものでございます。

その下の骨格的プロジェクトの具体的事業の表の中の概算事業費及び括弧書きの合併特例債について、文言を削除するとともに、数値表記についてそれぞれ削除するものでございます。これは、これまで本来の合併特例債の起債可能額の半分程度の268億800万円に自主的に制約しておりましたが、この文言及び数値表記を削除することによりまして、本来の起債可能額429億4,000万円まで活用できるよう変更しようとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。2ページからは、財政計画の変更について示してございます。初めに、2ページ上段の右側の欄の変更案、1、基本的考え方でございますが、平成16年度のこの建設計画の策定時と、平成25年度の計画の改定時の文言表現を変更するに加えまして、今回の平成29年度の改定時における財政計画の積算に当たっての基本的考え方を示してございます。いずれも前年度までは決算数値を、後年度に当たっての予定事業費や財源については、過去の実績や社会情勢を考慮し、推計してございます。

次に、2、歳入の考え方の（3）、地方交付税及びその下段の3、歳出考え方の（1）、人件費、それから3ページ上段の（5）、公債費につきましては、今回の見直しに伴う積算のベースとなる年度の時点修正でございます。

次に、（6）、積立金でございます。この積立金は、議案第47号で上程させていただいております市の一体感の醸成及び地域振興などのソフト事業への活用を目的とする合併振興基金を創設しまして、基金に積み立てするものでございます。

次に、（7）、普通建設事業費、（8）、繰出金、（9）、その他につきましては、ただいま説明しました（6）、積立金創設によりましての項目番号の繰り下げ及び文言の変更でございます。

次に、ページを返していただきまして、4ページの歳入計画及び5ページの歳出計画につきましては、先ほど2ページでご説明しました財政計画の基本的考え方に基づきまして、平成29年度以降の予定事業費や財源については過去の実績や社会情勢を考慮し、さらに今後合併特例債を機能可能額まで最大限に活用した事業展開を想定しまして、年度間の収支のバランスを考慮しながら推計、作成してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 5ページの人件費のところなのですけれども、平成30年度から平成31年度で大きく人件費が減っているのですけれども、これは平成31年度からは何人という想定で人件費を出しているのか、人数をほうをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 人件費等につきましては、当然今後の人件費の動向を推計させていただきまされたけれども、減員減給という形で当初は見ていまして、人数の推計につきましては給料のほうのトータルでございますので、具体的な内容につきましては今後は人件費の予定数量としては全体的に病院関係とかもございまして、その辺は正職員の関係で位置づけてございまして、アルバイトとかそういった部分については見てございません。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、この人件費というのは人数で割り出したわけではなく、給料の総額ではじき出した数字でよろしいのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○財政課長（松岡道法君） 済みません。ご指名ではないのですが、財政課の松岡と申します。よろしくお願ひします。

ご質問の人件費でございますが、人件費につきましては職員給が比率的に高く占めているのは事実でございます。基本的に職員給与の比率が高いことでのご質問と思われましますので、その点についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、基本的に先ほど企画課長がご説明しましたように、人数にこだわってはおりません。決算見込み及び今後の職員の定年を迎える新陳代謝を含めて、定数的には同一定数で積算しております。職員の年齢構成の新陳代謝によりまして、これからはやや平均年齢が下がっていくというふうに財政上の推計としては考えております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） ということは、一定数の人数で年齢が低く若返りするので、1人当たりの給与が若干下がるということで、人件費が減っていくという考えでの数字が出ているということでよろしいでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 松岡課長、お願ひします。

○財政課長（松岡道法君） そういった考えで財政計画上、推計をさせていただいております。

○委員長（石島勝男君） そのほか質疑。

鈴木委員さん。

○委員（鈴木 聡君） 429億円を全て合併特例債で使い切ったほうが有利とか何とかはわかりますよ。国の負担が7割とかいろいろやってくれることは。ただ、あと残り161億円でしょう、7年間で。ここに3大プロジェクト、資料で私たち受け取ったのだけれども、本会議でも言ったけれども、ほとんど建設事業なのですね、合併特例債というのは。ソフトはただ振興基金で34億円ですか、確保して。それで、その基金からソフト事業をやるというのだけれども、3大プロジェクトをこれからやっていくのだけれども、例えばスポーツ施設整備事業というのにも入っているわけだ、これいつやるのかわからないけれども。ただ、こういう事業を控えていますだけではなくて、この3大プロジェクト事業は何年度から何年度までにやるのだというのは、まだ具体的な構想はないのですか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） ご答弁申し上げます。

さきの議案質疑でも部長のほうからご答弁したと思うのですが、今回の全員協議会でお示ししました6つの事業があると思うのですが、あれは合併特例債を活用するに当たっての適材性を持ったものなので、1つの例として挙げさせてもらいました。今回の大きなこの変更の目的が、平成36年度までの起債の活用期限ですので、内容については最小限の必要なものだけに變更させていただきまして、県との事前協議を踏まえまして、今回429億円全部使うというお話ではなくて、使える環境にするというのが大きな目的でございます。個別の具体的な事業につきましては、当然今後どういったものが優先性が高いか、あるいは計画内容について熟度が増しているのか等を議員の皆様とも相談しながら、今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 環境性と言うのだけれども、実際に429億円を使ったほうがいろいろな起債、地方債をするよりも、それは率的には有利だとわかります。しかし、それぞれ皆さんの大義は、人口減少対策とよく言われるのですね、頭に。必ずそれが出るわけだ。人口減少対策は、この3大プロジェクトで本当にシミュレーションまで立てているのですか。これをやればこれだけの人口増が図れるとか。膨大な借金をするのですよ。しかも、これからはそういうものをつくれば、維持管理費がかかるのです。そういうものも計算してやっているのか。ほかの自治体でも、目いっぱい合併特例債を使って成功したという事例もあるのですか。そういうものはどうなのでしょう。今言ったそれぞれ。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） ご答弁申し上げます。

鈴木委員さんおっしゃるように、つくって、その後の維持管理費、当然かかります。それが費用対効果という部分でどれだけの交流人口、あるいはその施設を利用する費用対効果があるかということも含めまして、合併特例債を活用するに当たっての事業として、皆さんが、市民の方が、議員の皆様方が納得するような形で活用するというのは一つの大きな目的でございますので、確かに今回の第2次筑西市総合計画の中で重点プロジェクトと位置づけた中で、今回お示した6つの関係の公共施設の適正配置とか、一本松線の整備、あとはスポーツ施設の充実ということで、公式大会ができるような施設ということで要望も出ています。そういうのも全て含めまして今後検討しなくてはならないということで我々も認識してはおりますけれども、そのためには当然財源も必要ですし、平成36年までという今回の合併特例債の利用については活用するには、今回の変更の見直しということでお願いしたものでございますので、内容につきましてはもう少し時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そのまず変更をお願いしてから、それから考えますではなくて、それなりのシミュレーションをつくって、そしてこういう効果がありますよというものを示していただいてからやらせてくださいというのが本筋ではないのか。ただ目いっぱい使ったほうが、国の補助率がいいからという簡単な理由では、ちょっと私らは理解できないのです。それはどうなのです。

例えばスポーツ施設をつくったら、仮に30億円、40億円とかかるわね。多分ね。こういう財源がこれだけかかりますとか、そういうものを示してもらわないと。だって、つくば市だの神栖市なんか見てごらんなさい。筑波運動公園なんかつくるなんていう人がおっこってしまった、現職が。神栖市だってそうだ。今はそういう時代なのだ。ただ、合併特例債を使えば、人口を呼び込めるなんていうものではないのです。今は子育て支援なのです、子育て支援。施設をつくってからふえるなんていうのは、私には理解できないのです。そういうのは十分検討していないのですか。

○委員長（石島勝男君） 深見企画部長、答弁願います。

○企画部長（深見正徳君） ご答弁させていただきます。

この一つ一つの事業で、これをやったからどれだけの人口増がというふうな分析までは、申しわけありませんが、やってございませぬが、まだまだ筑西市にはこの合併によって起債可能額というメリットという形で国が示してくれたのが、この4つのまちの合併で429億円の合併特例債を発行してもいいですよという一つのそういう利点をいただいているわけでございますので、そうした利点を活用することで、メリットを活用することで、このまちがさらに基盤を強化して、人口減少対策もありますが、住民が住みやすい地域をつくっていくのだというふうなところに活用していきたい。それには、ハードだけではなくて、今回あわせてソフト事業、このほうもあわせて一緒に国が示してくれたメリットを十分に活用して、行政基盤をさらに強固なものにしていって、そういうふうなまちづくりをしながら、人口減少対策も当然あわせて考えていくというふうなことで、今後合併特例債を活用していきたい。

実際これまで総合計画をやったり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する中において、多くの市民の声としまして、やはりこのまちの今後住み続けていく上には、こういった施設であるとか、道路もこの辺がちょっと不十分だよねというふうなものも住みやすくする。今買い物なんかもそうなのですけれども、よそへ行っているとか、あるいは体育施設一つにしても、今後そういったことも検討していくのですけれども、よそへ行っているとか、よその施設を使っているとか、そういうことで本当に筑西市が県西地域の中心都市としてやっていけるのかというふうなところもあわせて、やはりそこら辺の行政基盤を強固なものにしていく。そういうふうなところで活用していきたいのだというふうな趣旨のもとに、残り7年というふうな中で十分に活用できないかというふうなところをお願いしているわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 部長が一生懸命になるのはわかるけれども、だって市民の意向調査というのは何を今までやってきたのです。意向調査でスポーツ施設がそんなに高いの。担当していた、おたくらがやってきた意向調査ですよ。何を市民が望んでいるか、本当に真剣に考えてもらいたいのですよ。部長が言うようなことはわかるよ、それは。だけれども、意向調査をやった結果、そんな高いレベルでもないでしょう、あれは。

○委員長（石島勝男君） 深見部長、答弁願います。

○企画部長（深見正徳君） 議員さんご指摘のように、子育て支援、出生率の面でうちのほうも1.44と低いわけですが、今市長もおっしゃっているように、亡くなる人と生まれている子供の数、半分ぐら

いになっているのだというふうなところで、今筑西市の人口減少が大きく見えているわけですが、子育て支援に係る要望、住民の要望というのは一番高いのです、実際議員おっしゃるとおり。ですから、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、筑西市においては総合戦略の第1位に子育て支援、結婚から出産、子育てに至る切れ目のない支援、そういったものやっというのを総合戦略の第1番目の目標にうたっているのです。その辺なんかも当然のようにアンケートで出てきているから、そのような位置づけをして、取り組んでいるわけでございます。

今回議案として、合併特例債のハード事業のことばかりがちょっとピックアップされておるのですが、当然のように子育て支援については、今回平成30年度予算においても人口10万人死守緊急プロジェクトという形で出ささせていただいているわけでございますので、ハード事業ばかり見ているわけではございませんので、その辺のところもご理解いただきたいと思っております。あわせて行っております。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ソフト面で34億円、振興基金をつくるでしょう。それはそれで結構だと思う。ただ、そういう膨大な、結局借金ですから。幾ら国が7割どうのこうの。先ほどもつくった後の維持管理というのはさらに大変なことです。では、そういう全額、合併特例債を使って、こういった都市はありますよとか、そういうことで成功したとか、そういうものも調査した結果なのですか。私は、今はいいよ、つくって、皆さん。後々の世代だね、その後の。そういうものも考えてやっていかないと。人口増を図れなかったら、また今度は市長の責任だなんていう話にもなりかねないわけだから。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） ただいまの他市の状況というお話がございましたけれども、今回今まで本市では268億円という形で自己抑制した。県内のちょっとこれ全部ではないのですけれども、ほぼ起債可能額全額まで認可をもらっているというのが、ほぼというか、全部。うち以外は全部、筑西市以外は起債可能額まで活用できるような調整がされています。基金について、今言った合併振興基金ですが、振興基金につきましても22市のうち約6割近くは合併振興基金等を県内で13市なのですから、合併振興基金を活用してまちづくりを行っているということでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ここで時間を食ってしまう。ここでやっていると大分過ぎてしまうから。だから、そういう資料も出して、もっと全議員に理解を求めたほうがいいのではないかな。こうして言わないと、そういった話が出てこないのだね。だから、こうやって委員会で、例えばどここの市はこれだけ使って、こういう施設をつくって、こういう施設が成功していますよとか、そういうものを具体例を出してもらえば、我々議員だって、ああ、なるほどなという気持ちにもなるのです。ただ、有利な起債だから目いっぱい使いましょう。そして、企画部長が一生懸命最高責任者だから、企画部の。一生懸命言うのは当然だけれども、ただ抽象的なのだね。意義を訴えているだけ、意義を。だから、そういう点ももう少し皆さんが納得するように、資料をどんどん出していただいたほうがいいです。ここで議論していたのでは終わらないから。

○委員長（石島勝男君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 質問というか、確認なのだけれども、今まで268億円と、そういうふうなことで決めたのは、それなりの理由があって今までやってきたわけです。それを今度は上限をいっぱいまで広げると、そういうふうなことなので、そのためによその市もみんな使っているということなのだけれども、余っているから、もったいからからこれをやろうとか、そういうふうな発想はしてもらいたくないし、今は事業を何やると具体的なものは決まっていないうことなので、これからこれを使うということは皆さんによく説明して、余っているからもったいからから使うなんていうことで、後々の維持管理に負担かかるような、そんなことはしてもらいたくないし、合併当初は非常に財政事情が厳しいと、そんなことで合併特例債も簡単に使ってしまうと後で大変なことになるということで抑えてきたわけなので、そういった事情も含めて、有効に使うということが本当に大事なことだと思いますので、そういうようなことではみんな反対しないと思いますので、ぜひこれからも使い方については皆さんに納得できるようによく説明してもらって、今後の事業、そういうようなことで進めてもらいたいと。これは質問ではなくて。

○委員長（石島勝男君） 赤城委員さん。

○委員（赤城正徳君） 合併特例債、最初は10年だった。震災が起きたから、また10年延びた。きょうこの世の中の情勢といいますか、自然な賃金の上がりとか、そういう意味であと5年、納税力があって、情報というか、そういうあれが出ているのですか。5年延びる。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 自民党総務会のほうで1月の末のころだったか、東日本大震災も熊本の地震とかありました。オリンピック・パラリンピック、東京で行われるということで、建設需要が多くて合併特例債を活用して行うにも期間がないというふうな話で、議員立法での今回の政府のほうの議会で議員立法で目指すということで、成立を目指すような動きがありました。

その動きの中で、これは市町村自治会の市町村長の岐阜市長さんが中心となって、合併の5年間延長の要望活動というのが行われました。本市の市長も賛同しまして、署名して活動に当たったところでございます。ただ、その後の国会の動きなどを見てみますと、現在ちょっと違う問題で何か議論がされていますので、きょう現在まだ議員立法としては提案されていませんので、詳細が決まりまして、もし5年延長という議員立法がありましたら、また議員の皆さん方にも。お願いします。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「筑西市建設計画の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

ここで10分ほど暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時 1分

再 開 午前11時13分

○委員長（石島勝男君） 休憩前に続いて再開したいと思います。

次に、議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査いたします。

企画課から説明を願います。

引き続き、関口企画課長、説明願います。

○企画課長（関口貴一君） よろしくお願います。それでは、議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、企画課所管の補正予算につきまして事項別明細書にてご説明いたします。

予算書の18、19ページをごらんいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金9,000円につきましては、今回廃止をお願いしておりますつくば薬科大学運営及び施設整備等支援事業基金の預金利子でございます。

款18項1寄附金、目11ふるさと納税寄附金につきましては、本年2月から新たに用途指定の寄附項目として設けました陶芸家板谷波山先生の顕彰のための事業のふるさと納税寄附金80万円を予算計上するものがございます。

款19繰入金、項2目1基金繰入金、節1基金繰入金、説明欄、つくば薬科大学運営及び施設整備等支援事業基金2億1,870万円につきましては、同基金を廃止することに伴い、繰り入れるものがございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節25積立金、説明欄の地域医療推進事業基金積立金2億1,870万9,000円につきましては、廃止しますつくば薬科大学運営及び施設整備等支援事業基金の積立金及び預金利子について、議案第48号で提案しております新たに設置します筑西市地域医療推進事業基金に積みかえるものがございます。

次の板谷波山記念館施設整備等事業基金積立金につきましては、ふるさと納税寄附金のうち指定寄附金を議案第70号で提案してございます筑西市板谷波山記念館施設整備等事業基金に積み立てをするものがございます。

次に、目6企画総務費、節8報償費、説明欄の若者・子育て世代住宅取得応援事業500万円の増額につきましては、若者・子育て世代住宅取得奨励金の申請見込み件数の増加に伴いまして不足が見込まれることから、増額しようとするものがございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願います。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今住宅基金の話が出て、大分好評だという話だけれども、現況とこれからの話をちょっと。現状ね、現況。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 申し込み件数でいいですか。そうしますと、平成27年度が183件の申し込みでございました。平成28年度は191件の交付実績を数えまして、ある一定の成果があるものと認識してございます。本年度でございますけれども、2月28日現在で196件の申し込みをいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 続いて、財政課から説明を願います。

松岡財政課長、よろしく申し上げます。

○財政課長（松岡道法君） よろしく申し上げます。議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず、補正予算書10、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正、2、変更でございます。最後の行、臨時財政対策債でございます。普通交付税の算定の確定に伴いまして、発行額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金、節1、同じく地方特例交付金に871万5,000円の増額をしようとするものでございます。

同じく款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税1億5,943万7,000円の増額につきましては、普通交付税の算定の確定に伴い、増額補正をしようとするものでございます。

続きまして、18、19ページをお開き願います。款17財産収入、項1財産収入、目2利子及び配当金、節1、同じく利子及び配当金9,000円につきましては、このたび議案にもご提案させていただいておりますように、廃止しようとするつくば薬科大学運営及び施設整備等支援事業基金の解約をする場合の預金利子でございます。

同じく款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、節1一般寄附金4万2,000円につきましては、用途を限定しない一般寄附金4万2,000円をいただいたものでございます。

同じく款19繰入金、項2目1基金繰入金、節1、同じく基金繰入金、説明欄、財政調整基金10億5,231万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては、今補正予算の財源を調整し、財政調整基金の繰入金について減額計上しようとするものでございます。

同じく款20繰越金、項1、同じく繰越金、目1節1繰越金7億5,765万7,000円の増額につきましては、平成28年度決算に伴う前年度繰越金の満額を計上するものでございます。精算計上でございます。

続きまして、20、21ページをお開き願います。款22市債、項1、同じく市債、目13臨時財政対策債、節1臨時財政対策債2,180万円につきましては、先ほど地方債変更でご説明しました臨時財政対策債の発行額について増額しようとするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項

1 総務管理費、目5 財産管理費、節25積立金、説明欄、基金管理費、福祉事業基金積立金433万2,000円の増、スポーツ振興基金積立金10万円の増につきましては、それぞれこの基金を目的として頂戴いたしました寄附金を積み立てるものでございます。

次に、目14諸費、説明欄の事業名、償還金につきましては、平成28年度地域密着型サービス等事業に係る補助金につきまして、事業者の消費税申告額が確定したことに伴いまして、補助金の精算を行い、返還を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 財政調整基金というのはどのくらい残っているのです。

○委員長（石島勝男君） 松岡財政課長、答弁願います。

○財政課長（松岡道法君） ご答弁申し上げます。

今回の補正によりまして、約10億円ほどの積み戻しといたしますか、繰入金の減額を計上することによりまして、今年度末の予想残高44億円を見込んでおります。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それを当初に、今度は新年度との関係ではどうなっているのです、財調は。

○委員長（石島勝男君） 松岡財政課長、お願いします。

○財政課長（松岡道法君） 平成30年度予算におきまして、今回積み戻す財政調整基金とやや同額程度の繰入金を予算計上させていただいております。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 続いて、情報政策課から説明を願います。

菊池情報政策課長、よろしくお願いいいたします。

○情報政策課長（菊池 勇君） 情報政策課の菊池と申します。よろしくお願います。

予算書の16、17ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 総務費国庫補助金、右のページに移りまして節12電算費補助金509万7,000円の増額につきまして、当初見込んでおりませんでした社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金の交付決定によるものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。款2 総務費、項1 総務管理費、目13電算費、右側に移りまして説明欄の住民情報システム運営管理事業につきまして、歳入でご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定により、財源の振りかえをするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で企画部所管の補正予算の審査を終わります。

次に、議案第46号「筑西市特別会計条例の一部改正について」審査をいたします。

財政課から説明を願います。

松岡財政課長、よろしくお願いいたします。

○財政課長（松岡道法君） よろしく申し上げます。議案第46号「筑西市特別会計条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正につきましては、筑西市駐車場事業特別会計につきまして、本庁舎のスピカビル移転に伴い、市役所駐車場としての役割が高くなったことから、公営企業としての特別会計を廃止し、一般会計に組み入れようとするものでございます。また、条文の経過措置としましては、平成29年度以前の収入、支出、決算については従前の例とし、廃止する特別会計に係る剰余金及び債務につきましては、一般会計が継承するものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第46号の採決をいたします。

議案第46号「筑西市特別会計条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、可決されました。

次に、議案第47号「筑西市合併振興基金条例の制定について」審査をいたします。

企画課から説明を願います。

関口企画課長、お願いします。

○企画課長（関口貴一君） 議案第47号「筑西市合併振興基金条例の制定について」ご説明いたします。

今般新たに制定しようとする筑西市合併振興基金は、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、合併市町村が合併後のまちづくりにおいて、市の一体感の醸成や地域の振興等に資するソフト事業に活用していくための原資として、合併特例債を財源として造成していくものでございます。本市では、合併後、これまで合併振興基金を設置しておりませんでした。今後人口減少対策やコミュニティー活動の活性化などソフト事業の充実を図っていくためには、原資となるべきこの合併振興基金を活用していくことが極めて有効であると判断しまして、新たに本基金条例を制定するものでございます。

なお、これまでの合併特例債事業と同様に、積み立てする基金の95%に合併特例債を充当し、後年度元利償還金の70%が普通交付税で措置されるものでございます。

それでは、条例の内容をご説明いたします。まず、第1条は、条例の設置規定でございます。本市の地域の振興及び一体感の醸成を図るものでございます。

次に、第2条は積み立てについてでございます。基金として積み立てる額は、市町村の合併の特例に対

する法律の規定に基づく額のうち一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。

次に、第3条の管理から第7条の委任までにつきましては、他の基金条例と同様とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、なかなかソフト事業で使える財源が少ない中、ソフト事業に使えるということで大変いい基金だと思うのですが、議案質疑でもお答えはいただいたのですが、使える事業についてもっと詳しくお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 国のほうでお示しているものにつきましてご説明いたします。

まず、新市町村の一体感の醸成を資するものということで、事業としましては新市町村の特色ある事業への活用とか、あるいはイベントの開催、それと新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体の助成等と挙げられてございますが、事例等を申し上げますと、市民イベントに対する支援という形とか、あるいは伝統行事への支援とか、あと市全体のイメージアップを図る事業への支援とか、あとコミュニティーが最近希薄なので、そういった自治会へのコミュニティーの醸成を図るための支援という形で先行している自治体とかが、拝見できる参考事例として挙げられております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） まだ筑西市としては、この事業という特定した細かい事業はまだ決定していないということよろしいでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） 委員ご指摘のとおり、今回ご承認いただければ、平成30年度中に一定のルール化をしたいと思います。こういった事業に活用すべきなのかも含めまして、ある程度要綱等をルール化しまして、この合併振興基金の事業の趣旨に合ったような形で制度設計したいと思います。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 今まであるまちづくりファンド事業のソフト事業と、こちらのかかわりというのは、それはどのような感じになっていくのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 委員ご指摘のとおり、ハード部分でなければ、ソフト事業の部分であれば、多分重なるような部分、同一趣旨のような部分もございますので、その辺のところも十分検討しなくてはならないと私も考えてございますので、具体的な形のルールづくりとか、市民団体とか市民グループからの自主的な活動にこういったものが利活用できるか、有効に活用できるかというのを考えたいと思いますので、そのときにはまたお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 伝統行事ということなので、できれば地域でやっているお祭りとかどんどん減っていく中で、そういったお祭りとか守り続けているような団体にも交付できるようにお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） そのほかございましたら。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 何、これからそういうイベントの項目については、これが該当するとかしないとか、これから仕分けするのですか。もう大体基本的なものはできていないのですか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） 国のほうから示されている事業は、何回も申し上げますけれども、ソフト事業のイベントとか自治会の活動の支援とかで示されているのですけれども、申し込みを受けたり、あとは有効活用にあたっての例えば名なし支援金がどのぐらいするとかありますね。その辺の部分の詳細な制度設計をしてからでないとお示しできませんので、そこを今後詰めていきたいと考えております。

○委員長（石島勝男君） はい。

○委員（鈴木 聡君） では、今回は一応基金をつくるということで市民にお知らせして、市民からどんな要望というか、イベントをしたいとかというのはこれからだという話。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） それと、今回平成30年度から基金の積み立て、今回予算が承認いただければ、平成30年度から基金積み立てが可能でございますので、そうしますとその翌年度から活用ができる形になりますので、平成30年度中には制度設計したいというふうに考えてございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） あと、何で34億円。40億円まではいいのでしょうか。何で34億円なのですか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） これは、人口規模とかによりまして、総務省が示してあります算定式がございまして、それにいろいろ補正係数を掛けて、本市の場合は34億4,000万円という形の積み立て。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

では、お願いします。深見企画部長、お願いします。

○企画部長（深見正徳君） 今関口企画課長が話した中で、一部訂正をさせていただきたいと思えます。

翌年度から使用可能というふうなことです。実際には積み立てをして、その積み立てした元金が償還が終わった翌年度というふうなことをお願いしたいと思えます。積み立てした翌年度ではなくて、償還が終わった翌年度ということ。

（「何年ごろになるんですか」と呼ぶ者あり）

○企画部長（深見正徳君） （続）ですから、例えば平成30年度に積み立てをしました。1年ですよ。翌年度に償還が終わりました。その分の償還が終わったということになれば、再来年です。償還が終わった分だけ使えますよというふうなことになっています、ルールとしては。それだけちょっと訂正させていただきます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、償還というのはどのくらいの金額になるのです、翌年度は。それはわからないの。

○委員長（石島勝男君） 深見企画部長、お願いします。

○企画部長（深見正徳君） 平成32年度では、34億円うちの7等分を一応しております、残り7年なので。4億4,380万円、当初予算には上げております。ですから、この償還が終われば、4億4,300万円の元金分だけは翌年度に使えますよというふうなことになります。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第47号の採決をいたします。

議案第47号「筑西市合併振興基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第48号「筑西市地域医療推進事業基金条例の制定について」審査いたします。

引き続き、関口企画課長、説明を願います。

○企画課長（関口貴一君） ご説明させていただきます。

議案第48号「筑西市地域医療推進事業基金条例の制定について」ご説明申し上げます。この筑西市地域医療推進事業基金条例は、つくば薬科大学運営及び施設整備等支援事業基金を廃止し、当該基金の残額全てを原資として地域医療の連携推進に資する事業に活用するため、新たに制定するものでございます。

条例の内容をご説明いたします。まず、第1条は、本基金条例の設置について及び第2条は基金の原資について規定するもので、ただいまご説明したとおりでございます。

次に、第3条、積み立てから裏面の第8条の委任規定までは、他の基金条例と同様の規定としております。

最後に、附則でございますが、第1項は施行期日でございます、本条例の施行日を交付の日からとするものでございます。

第2項は、本基金条例の設置により、筑西市つくば薬科大学運営及び施設整備等支援事業基金条例を廃止する規定でございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、もともとあったつくば薬科大学の基金を廃止して、新しい基金をつくるということなのですかけれども、使いたい事業が決まっています、基金をつくったのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 今回の基金の設置についての経過でございますけれども、昨年末につくば薬科大学の基金の原資となった寄附者の方から、本年10月に新中核病院の茨城県西部メディカルセンターが開院するということから、つくば薬科大学の基金については今後筑西市民のための医療環境の向上を図る事業に活用していただければという大変ありがたいご提案をいただきました。

本市としまして、茨城県西部メディカルセンターの開院を機に、市民、保健医療、介護福祉、行政の関係者の一層の連携ですね、連携推進を図る必要性があるということから、今後地域医療の充実を図るために事業展開を検討しているところでしたので、この中で今回の基金を積み立て、活用という形で条例制定させていただきました。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 現在のところ、想定されている事業というのはあるのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 関口企画課長、答弁願います。

○企画課長（関口貴一君） 現在のところこれからですけれども、ソフト、ハードを含めまして関係部署とも協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第48号の採決をいたします。

議案第48号「筑西市地域医療推進事業基金条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第49号「筑西市駅前駐車場事業基金条例の廃止について」審査をいたします。

財政課から説明を願います。

松岡財政課長、お願ひします。

○財政課長（松岡道法君） よろしくお願ひします。議案第49号「筑西市駅前駐車場事業基金条例の廃止について」ご説明いたします。

さきの議案第46号でご説明いたしました筑西市特別会計条例の一部改正におきまして、筑西市駐車場事業特別会計を廃止することに伴いまして、あわせて筑西市駅前駐車場事業基金条例を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願ひします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号「筑西市駅前駐車場事業基金条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部所管の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、税務部所管の審査に入ります。

議案第50号「筑西市固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について」審査をいたします。

課税課から説明をお願いいたします。

稲見課税課長、説明を願います。

○課税課長（稲見浩之君） 課税課、稲見です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第50号「筑西市固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について」ご説明いたします。この条例は、農村地域への産業の立地、導入を促進する必要性から制定されたものですが、根拠法令となる農村地域工業等導入促進法が、農業地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正されたことに伴い、本市においては法第2条に規定する農村地域に該当しないこととなったことから、条例運用の適正化を図るため廃止するものでございます。

なお、本市においては、筑西市企業立地促進条例により、市内の工業専用地域に新規立地または増設を行った企業に対し、投下固定資産税相当額の奨励金を5,000万円を限度に3年間交付しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第50号の採決をいたします。

議案第50号「筑西市固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で税務部所管の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査をいたします。

消防防災課から説明を願います。

澤部消防防災課長、説明をお願いいたします。

○消防防災課長（澤部明典君） 消防防災課、澤部です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、消防防災課所管の補正につま

してご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正、2、変更でございます。下から6行目、消防施設整備事業（防火貯水槽）の限度額を1,960万円から1,740万円に減額。下から5行目、消防施設整備事業（消防車庫）の限度額を1,080万円から1,320万円に増額。下から4行目、消防施設整備事業（ポンプ車）の限度額を1,670万円から1,640万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記述のとおり変更はございません。なお、詳細につきましては、歳入でご説明申し上げます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。初めに、款21諸収入、項4貸付金元利収入、目1貸付金元利収入、節1貸付金元利収入、説明欄の細節7、災害援護資金貸付金元利収入149万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、東日本大震災で被害を受けた世帯に対して、生活再建のために貸し付けた災害援護資金の繰上償還があったことから、増額によるものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目9消防債、節1消防債、説明欄の細節2、消防施設整備事業債（防火貯水槽）220万円の減額、説明欄の細節4、消防施設整備事業債（消防車庫）240万円の増額、説明欄の細節5、消防施設整備事業債（ポンプ車）30万円の減額、合わせて10万円の減額補正をお願いするものでございます。先ほど地方債の補正にもございましたが、消防施設整備事業債につきましては入札等により事業費が確定しましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。28、29ページの下から3行から30、31ページにかけてごらんください。初めに、28ページの下から3行目からになります。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費につきまして、102万1,000円の減額をお願いするものです。詳細につきましては、31ページの説明欄をごらんください。まず初めに、説明欄の消防施設管理費でございます。節19負担金補助及び交付金270万5,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、上水道の布設がえにあわせて老朽化した消火栓の修繕を行っておりますが、施工箇所がふえたことによる水道事業会計の負担金の増額によるものでございます。

続きまして、消防施設整備事業（消火栓・防火貯水槽等）でございます。節15工事請負費184万1,000円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、貯水槽新設工事費54万5,000円の減額、消防車庫及び詰所トイレ新設工事費129万6,000円の減額でございます。貯水槽新設工事につきましては、奥田地内、関本下地内における2件の工事費が確定したことによるものでございます。消防車庫及び詰所トイレ新設工事につきましては、消防団からの申し出により現状のまま仮設トイレを使用することになったため、工事が不要になったことによる減額でございます。

続きまして、消防ポンプ車等整備事業でございます。節18備品購入費188万5,000円の減額をお願いするものでございます。年次計画によりまして、購入後20年を経過した消防ポンプ車の更新配備を進めておりますが、本年度該当する2車両、第6分団と第23分団の整備費が確定したこと、また故障対応のために計上しておりました動力噴霧器の購入費用につきまして、今年度は故障がなく支出しなかったことによる減額でございます。

以上、消防防災課所管の補正の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 続いて、市民安全課から説明を願います。

早瀬市民安全課長、説明お願いいたします。

○市民安全課長（早瀬道生君） 市民安全課所管の補正予算について説明させていただきます。では、着座にて失礼いたします。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」、第4表についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。債務負担行為補正、事項については運転免許自主返納支援補助金、限度額は35万円でございます。運転免許自主返納支援事業を4月1日から実施するに当たり、実施主体である筑西地区交通安全協会の補助金交付にかかわる事務処理を本年度内で完了する必要があることから、債務負担行為の議会承認を得るものとなっております。今議会で提出になったことについては、当該事業が平成30年度からの新規事業であること、そして運転免許自主返納事業主要施策でも説明したかと思うのですが、警察署内で全ての補助を完結するというワンストップ体制を構築しました。このような取り組みというのが、茨城県内では初めての取り組みであったことから、筑西地区交通安全協会の協議のみならず、上部組織である茨城県交通安全協会との調整協議が必要となってしまう、12月に間に合わず、今回の提出となったものでございます。

以上です。

○委員長（石島勝男君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） ありがとうございます。

次に、議案第51号「筑西市印鑑条例の一部改正について」審査をいたします。

市民課から説明を願います。

渡邊市民課長、よろしくお願いいたします。

○市民課長（渡邊千和君） 市民課長の渡邊です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第51号「筑西市印鑑条例の一部改正について」ご説明申し上げます。この条例改正は、心と体の性が一致しない性同一障害に悩む方たちに配慮し、印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

本市の印鑑条例につきましては、総務省より通達されました印鑑登録証明事務処理要領をもとに施行しております。この要領では、印鑑登録証明書に男女の別は記載することとされておりますが、平成28年12月、同じ総務省より性同一性障害者等の方たちに配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとすることについては差し支えないという考え方が示されたところでございます。また、平成29年4月に印鑑登録証明書の性別欄の記載について、記載のない証明書の交付はできるのかとの窓口相談がございました。このようなことから、近隣市の対応状況や県への問い合わせ等の調査、照会をした結果、実

施している都市もあることから、本市でも筑西市印鑑条例第13条の中の第3号、男女の別を削除することとしたものでございます。

また、この削除に伴いまして、第4号を第3号とし、第5号を第4号とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 終了します。

改めて委員の皆様をお願いしたいと思います。改めて時間を延長して、続行してやりますので、お願いいたします。

これより議案第51号の採決をいたします。

議案第51号「筑西市印鑑条例の一部改正について」、賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

これで市民環境部所管の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市民環境部退室。中核病院整備部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、中核病院整備部所管の審査に入ります。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、中核病院整備部所管の補正予算について審査いたします。

業務推進第二課から説明を願います。

市塚業務推進第二課長、よろしく願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） 業務推進第二課、市塚でございます。着座にてご説明させていただきます。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、中核病院整備部所管業務の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、10ページ、11ページをお開き願います。第5表、地方債補正、2、変更でございます。地方債の借入限度額の変更をお願いするものでございます。1段目、新中核病院整備事業の限度額につきまして、10億6,280万円から3,340万円を減額し、10億2,940万円に変更をお願いするものでございます。これは、茨城県西部メディカルセンター整備に係る財源として、県補助金、筑西・桜川地域新中核病院整備事業費補助金になりますが、これと合併特例債を充てております。県補助金の交付額が増額決定したことにより、合併特例債を減額するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄16、筑西・桜川地域新中核病院整備事業費補助金でございますが、1億3,330万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、筑西・桜川地域新中核病院整備事業費補助金が交付確定したことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目4衛生費、節1保健衛生費、説明欄2、新中核病院整備事業債でございます。3,340万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、茨城県西部メディカルセンター整備に係る財源の振りかえをお願いするものでございます。茨城県西部メディカルセンター整備の財源につきましては、一般会計から病院事業会計へ補助金として支出しておりますが、県補助金の交付額が増額決定したことにより、合併特例債を減額したものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、新中核病院整備事業に1億円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど歳入でもご説明しました県補助金の交付額が増額決定したことにより、病院事業会計へ補助金を1億円増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 的外れという質問もあると思うのだけれども、よく筑西・桜川地域病院の整備ということで、今度の交付金も例えば1億3,300万円。これはもう既に中核病院に限ってと割り振られたものがここへ計上されているのですか。それとも、これからまた今度桜川市と話し合うのか。そういうのがちょっとよくわからないのです。

○委員長（石島勝男君） 市塚業務推進第二課長、答弁願います。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） お答えいたします。

この補助金につきましては、茨城県西部メディカルセンターにのみ充てられる補助金でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 何でこういう質問をしたかということ、10月1日に同時オープンと進めているでしょう、さくらがわ地域医療センターと一緒に。でも、いろいろな情報が入るのは、桜川市のほうでは25億円、国から来ていますね、病院の整備、ここへ。その一部をどうのこうのとか言い出しているというのですよ、一緒にやっているのだからこっちにも分けろとか。これは真剣に本当に。向こうの議会でも真剣に議員が考えているのです。だから、そういうものはもう決着済みではないのかなと私は思うのです。あと、岩瀬にある病院、県西総合病院、あれの解体だって6億円かかる話で、これだってということで、そういう話が出ている話なのです。これは冗談でも何でもありません。真剣に考えていますよ。その点の話し合いというのはあるのですか。そういうのをちょっと気になったものですから。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、お願いします。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 既に桜川市とは筑西・桜川地域公立病院等再編事務局というのをつくってございます、筑西市と桜川市で。それで、毎月1度、意見の交換会をやってございますので、その中でこれから協議も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） そうすると、そういうこともあり得る。何かちょっと今の答弁では、これから話し合っ、25億円のぶんどり合戦をやるのか。

○委員長（石島勝男君） 相澤中核病院整備部長、お願いします。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 失礼しました。25億円は、先ほど市塚課長が申したとおり、この整備事業、新中核病院整備事業に來ているものですので、それについての話し合いではなくて、今後県西総合病院の例えば解体費とか、今後の負担割合については、当然市長も答弁していますが、それを進めていくということでございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第36号について、各部の説明、質疑を終了しましたので、これより採決をいたします。

議案第36号「平成29年度筑西市一般会計補正予算（第8号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第40号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第3号）」について審査をいたします。

市塚業務推進第二課長、お願いします。

○業務推進第二課長（市塚文夫君） それでは、続きまして、議案第40号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の補正は、新中核病院整備に関する補正になります。第1条、平成29年度筑西市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、財源の振りかえをお願いするものでございます。総額の変更はございません。第1款資本的収入、第2項他会計補助金、補正予定額1億円増額いたしまして26億4,002万7,000円に、第3項企業債、補正予定額1億円減額いたしまして30億8,900万円になります。

支出につきましては、補正はございません。

6ページ、7ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。まず、上段、収入の内訳といたしましては、項2 他会計補助金、目1 他会計補助金1億円の増、これは一般会計からの補助金でございまして、県補助金の交付決定額の確定に伴いまして増額となるものでございます。県補助金増額により、項3 企業債、目1 企業債を1億円減額したものでございます。

次に、下段、資本的支出につきましては補正はございません。

再度1ページにお戻り願います。第3条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。第2条でご説明いたしましたとおり、病院事業債の本年度の限度額を1億円減額して、30億8,900万円と補正をお願いするものでございます。起債の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

第4条、予算第9条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のように改める。建設改良費補助金を1億円増額いたしまして、26億3,412万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第40号「平成29年度筑西市病院事業会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第59号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の一部改正について」審査いたします。

業務推進第一課から説明を願います。

山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 業務推進第一課長、山口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第59号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。この条例は、平成30年4月1日に施行となります地方独立行政法人法の改正に伴いまして、評価委員会の所掌事務を新たに規定するほか、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで評価委員会が評価主体となっておりました業務評価につきまして、設立団体の長が評価主体となったこと。また、評価委員会の役割が整理されて、中期計画の認可や各事業年度の事業評価等の所掌事務が削除されたことが挙げられます。

なお、この法律で削除されました所掌事務につきましては、改めて条例に規定することによって評価委員の意見を求めることができるということになります。筑西市におきましては、これらを踏まえまして、第1条の2ということで、条例のほうに所掌事務のほうを追加させていただいております。その第1号に、法で削除されました中期計画の作成及び変更、こちらにつきましては中期計画の認可が議会の議決が求められる重要な案件であることから、これを追記するものでございます。

あわせまして第2号といたしまして、各事業年度における事業実績の評価と中期目標の期間における業務実績の評価、こちらを加えております。これにつきましては、医療、経営、財務に関する専門家でいらっしゃいます評価委員の先生方の引き続きのアドバイスが必要というようなことで追加させていただいたものでございます。

なお、第1条につきましては、本法改正に伴いまして条ずれとか字句の訂正でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、病院の健全経営のためには評価委員の意見とか評価、とても大切だと思うのですが、この条例の改正により評価委員会の影響力や意見が反映されることが少なくなった

りすることというのはあるのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） お答えいたします。

基本的には、この条例のほうにこの第2項を追加することによって、基本的に評価委員会の権限が少なくなるとか、そういうことはないというふうに認識してございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

議案第59号「地方独立行政法人茨城県西部医療機構評価委員会条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第72号から議案第77号を審査をお願いしますが、既に全員協議会及び本会議において詳細な説明を受けておりますことから、本委員会での説明は簡易な説明としていただきたいと存じます。

初めに、議案第72号「資産の取得について」審査いたします。

業務推進第一課から説明を願います。

引き続き、山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） それでは、議案第72号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（眼科関連）一式でございます。これにつきましては、契約の方法として一般競争入札。取得予定価格が1億4,766万2,028円税込み。契約の相手方は株式会社双葉でございます。取得予定価格が1億7,172万円税込みでございましたので、落札率は85.99%ということでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第72号の採決をいたします。

議案第72号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第73号「資産の取得について」審査いたします。

説明を願います。

引き続き、山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 議案第73号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（耳鼻科関連）一式でございます。契約の方法は一般競争入札。取得予定価格が9,642万2,400円税込みでございます。相手方は、株式会社イノメディックスでございます。取得予定価格が1億152万円税込みでございましたので、落札率は94.98%ということでございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員さん。

○委員（仁平正巳君） このビデオ鼻咽喉スコープシステムについて聞きたいのですけれども、これは内視鏡ですね、鼻から入れる。それで、胃カメラと似たような機械なのでしょうけれども、光を当てるとがんかどうか判定できるスコープなのかな、これ。今胃カメラの、部長さんが来ているから、聞けばわかるのだけれども、光を当てるとその組織ががんかどうか、一瞬にしてわかるという最新型のなのでも、耳鼻咽喉でも同じような機械なのかなと。それをちょっと聞きたいのですけれども。

○委員長（石島勝男君） 山口業務推進第一課長、答弁願います。

○業務推進第一課長（山口信幸君） この耳鼻科のシステムにつきましては、同じような内視鏡のシステムでございますので、そういったものでがん的なものがあつた場合には、外見的にそういったものという事は判明できるようなシステムにはなっています。

○委員長（石島勝男君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第73号の採決をいたします。

議案第73号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よつて、本案は可決されました。

続いて、議案第74号「資産の取得について」審査をいたします。

説明を願います。

引き続き、山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） それでは、議案第74号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（調剤関連）一式でございます。契約の方法は一般競争入札。取得予定価格が1億4,666万4,000円税込み。相手方は、サンメディックス株式会社小山営業所。予定価格が1億6,956万円税込みでございましたので、落札率は86.50%でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第74号の採決をいたします。

議案第74号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第75号「資産の取得について」審査いたします。

説明を願います。

山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 議案第75号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（検体検査関連）一式でございます。契約の方法、一般競争入札。取得予定価格が8,132万4,000円税込みでございます。相手方、株式会社セントラルメディカル。予定価格が8,856万円税込みでございましたので、落札率は91.83%でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第75号の採決をいたします。

議案第75号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続きまして、議案第76号「資産の取得について」審査をいたします。

説明願います。

引き続き、山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 議案第76号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（生理検査関連）一式でございます。契約の方法、一般競争入札。取得予定価格、7,376万4,000円税込みでございます。相手方、株式会社イノメディックスでございます。予定価格が7,776万円税込みでございましたので、落札率は94.86%でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第76号の採決をいたします。

議案第76号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第77号「資産の取得について」審査いたします。

説明願います。

山口業務推進第一課長、お願いします。

○業務推進第一課長（山口信幸君） 議案第77号「資産の取得について」ご説明を申し上げます。

医療機器（病理検査関連）一式でございます。契約の方法、一般競争入札。取得予定価格4,428万円税込みでございます。相手方は、株式会社セントラルメディカル。予定価格が5,184万円税込みでございますので、落札率は85.42%でございます。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第77号の採決をいたします。

議案第77号「資産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で中核病院整備部所管の審査を終わります。

これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了します。

なお、最終日の本委員会の審査結果につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時24分